

葛巻町農業委員会
第15回総会議事録

1 日 時 令和元年9月24日(火) 午後1時30分から午後2時11分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出書の受理について
報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

4 出席委員

- ① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆
④ 藤 岡 俊 策 ⑤ 川 崎 美由起 ⑥ 久 保 淳
⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子 ⑨ 南 坂 スガ子

5 議事録署名委員

- ⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子

7 書記(農業委員会事務局)

和 野 康 弘 (事務局長) 上 山 洋 子 (総務係長)

事務局長 ただ今から葛巻町農業委員会第15回総会を進めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思ひます。
よろしくお願ひいたします。

〔あいさつ〕

会 長 ご苦勞様です。
昨日の夜通過しました台風17号は、東北・北海道を横断するということでしたが、然程大きな被害もなく、ほっとしているところだと思ひます。これからサイロ詰めが始まると台風シーズンにもなりますが、あまり強い台風が来なければいいなと思ひております。
それから、先月の総会後から行事がたくさんありました。8月29日から県外視察研修ということで、長野県をまわってきました。2日目に前田牧場と長門牧場を視察してきました。2日目は雨がちょっと降ったんですが、牛舎内の視察ということで雨の影響はあまり受けませんでした。3日目は天気にも恵まれて、大変有意義だったと思ひます。
その他にも、9月に入ってからには農業委員・農地利用最適化推進委員のブロック別研修会、あるいは、それぞれの経営の中で、県・町それぞれのホルスタイン共進会であったり、和牛共進会に参加されたりと大変忙しかつたと思ひます。
これから農作業も忙しくなってくるかと思ひますが、日も短くなつてきましたので、農作業事故等のないように努めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

〔開 会〕

議 長 それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第15回総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
なお、6番久保委員から遅刻の申し出がありましたので報告いたします。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

《日程第 1 》

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、7番落宰委員、8番星野委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の和野事務局長と上山係長を指名いたします。

《日程第 2 》

議 長 次に、日程第2「会期の決定」を行います。
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3 》

議 長 次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長

はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
8月27日(火) 28日(水)	第2回盛岡地方農業委員会連絡協議会総会、研修会 (八幡平市 いこいの村岩手) (岩手町 (畜)ロスパー・デリー・ファーム、(特)アノファーム)	会長 事務局長
8月29日(木) ～31日(土)	令和元年度葛巻町農業委員会県外研修 (長野県)	会長ほか農業委員4名 推進委員3名 総務係長
9月 3日(火)	第48回森林組合デー (葛巻町総合運動公園周辺)	会長 事務局長
5日(木)	令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック 別研修会 (盛岡市 アイーナ)	会長ほか農業委員4名 推進委員8名 事務局長
6日(金) 9日(月) 10日(火) 13日(金)	9月定例会議	会長 事務局長
15日(日)	第65回葛巻町ホルスタイン共進会 第9回葛巻町和牛共進会 (くずまき高原牧場 チャレンジハウス)	会長ほか農業委員3名 推進委員5名 事務局長
17日(火)	現地確認調査 (町 内)	藤岡委員、星野委員 事務局長、総務係長

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4》

議 長

次に日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件でございますが、いずれも●●●●地区の●●●●●●さんが譲り受けて耕作を継続するものでございます。

1番の案件は、●●第●地割字●●の畑1筆2,362㎡ですが、●●●●の●●●●●●さんの農地を譲り受けて耕作を継続するものでございます。

2番の案件は、●●第●地割字●●の畑2,769㎡と田729㎡、併せて2筆3,498㎡ですが、●●●●●●の●●●●●●さんの農地を譲り受けて耕作を継続するものでございます。

3番の案件は、●●第●地割字●●の畑1筆1,184㎡ですが、●●地区の●●●●●●さんの農地を譲り受けて耕作を継続するものでございます。

申請地の位置図は10ページをご覧ください。●●●●●●から●●●●●●●●を約400m南下して左手でございます。調査書は2ページから4ページに各案件ごとに記載しておりますが、6番の農地法第3条の許可要件となる同条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併

せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を4番藤岡委員にお願いします。

【4番藤岡委員 挙手】

議長 藤岡委員。

4番 現地確認結果を報告します。

今回の案件の対象農地は草地で、売買による所有権移転です。立ち会っていただいた譲受人によると、今後も草地として使用することのことで、いずれも調査書に記載のとおり問題ないものと判断しました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたします。

り決定いたします。

《日程第5》

議長 次に日程第5「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は11ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

この案件は、●●地区の●●●さんで、●●第●地割字●●の畑450㎡の内225.17㎡と、●●第●地割字●●の畑1,204㎡の内87.46㎡、併せて312.63㎡を既存の住宅が老朽化したことから、新たに住宅を新築するため、永久転用するものでございます。

申請地の位置図は15ページをご覧ください。●●●●から南東へ約150mの既存住宅の向かいへ住宅を新築するものでございます。16ページに本申請の平面図を添付しております。住宅及び通路として使用するものでございます。12ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

なお、地区担当の今待推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。
現地確認の結果報告を8番星野委員にお願いします。

【8番星野委員 挙手】

議 長
8 番

星野委員。
現地確認結果を報告します。
この案件は、住宅と通路を整備するために永久転用するものです。申請のあった農地は、既存の住宅の向かい側に位置し、転用箇所以外は、畑とハウレン草のハウスとして利用しており、隣接する農地の管理や農作物に与える影響はほとんど無いものと思われま。このことから、調査書に記載のとおり特に問題はないものと判断いたしました。以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。
よって議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可相当とし、県知事に意見を提出いたします。

《日程第6》

議 長

次に日程第6「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。
議案書は19ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は2件で、いずれも●●●●●●●●●●が砂利採取のため、農地を一時転用するものでございます。
1番の案件についてご説明いたします。農地の所在は●●●●●●●●●●第●●●●●●●●●●で、●●●●●●●●●●地区の●●●●●●●●●●さんの畑6,432㎡のうち3,369㎡でございます。
申請地の位置につきましては27ページをご覧ください。対象農地は●●●●●●●●●●から南西方向へ約60m進んだ箇所でございます。調査書は20ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおりに、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。
次に2番についてご説明いたします。議案書は19ページをご覧ください。農地の所在は●●●●●●●●●●第●●●●●●●●●●で、●●●●●●●●●●地区の●●●●●●●●●●さんの畑2,334㎡のうち1,013㎡でございます。申請地の位置につきましては27ページをご覧ください。対象農地は1番の案件の隣でございます。調査書は21ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおりに、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。
なお、地区担当の木戸場推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、

併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を4番藤岡委員にお願いします。

【4番藤岡委員 挙手】

議 長 藤岡委員。

4 番 現地確認結果を報告します。

1番、2番の案件とも砂利採取に伴う一時転用になります。これまで、デントコーンを作付けされていた場所で、貸借期間は許可日から1年間となっております。転用業者の説明では、いずれも工事完了後に飼料畑として使える状態にしたいということでした。

この図面を見ていただきますと、ちょうど縦に半分にした部分を今回転用するということでした。完了後、残りの部分をまた転用する計画のようです。

このことから、いずれも調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可相当とし、県知事に意見を提出いたします。

《日程第7》

議 長 次に日程第7「議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は31ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

まず1番の案件は、●●第●地割字●●●の畑338㎡と●●第●地割字●●●の田2,623㎡合わせて2筆2,961㎡ですが、●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に2番の案件は、●●第●地割字●●●の畑8,787㎡ですが、●●●地区の●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に3番の案件は、●●第●地割字●●●の畑533㎡と●●第●地割字●●●の畑2,013㎡合わせて2筆2,546㎡ですが、●●●地区の●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●さ

へ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

32ページをご覧ください。4番の案件は、●●第●地割字●●の畑2,468㎡ですが、●●地区の●●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に5番の案件は、●●第●地割字●●の畑879㎡ですが、●●地区の●●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に6番の案件は、●●第●地割字●●の畑11,288㎡ですが、●●地区の●●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

33ページをご覧ください。7番の案件は、●●第●地割字●●の畑235㎡と、同じく●●の田396㎡、同じく●●の田609㎡、同じく●●の田611㎡、同じく●●の畑262㎡、同じく●●の田566㎡、同じく●●の畑432㎡、合わせて7筆 3,111㎡ですが、●●地区の●●●●●●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●●●●●●さんへ貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

8番の案件は、●●第●地割字●●の畑7,075㎡ですが、●●地区の●●●●●●●●●●さんの農地で、●●●●●●●●●●さんへ貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり決定いたします。

《日程第8》

議 長 次に日程第8「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は34ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

1番は、8月21日に●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●さんからの届出で、相続登記が完了したことにより取得したものです。地目、面積等は記載のとおりです。対象農地の大半は、現在、貸付し飼料畑として利用している状況です。

2番は、9月6日に●●●●地区の●●●●さんからの届出で、相続登記が完了したことにより取得したものです。地目、面積等は記載のとおりです。対象農地は、現在、貸付し飼料畑として利用している状況です。

なお、受理通知書につきましては、両案件とも9月17日に送らせていただいております。以上でございます。

議長 長 この事案は現地確認が行われております。
現地確認の結果報告を8番星野委員にお願いします。

【8番星野委員 挙手】

議長 長 星野委員。
8番 現地確認結果を報告します。

1番は、14筆の農地が対象ですが、そのうち13筆は飼料畑として利用されていますが、山間部にある狭い農地1筆が利用されていない状況でした。

2番は、全て飼料畑などで利用されていました。
以上です。

議長 長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第9》

議長 長 次に日程第9「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 長 事務局長。
事務局長 議案書は35ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

1番は、●●地区の●●●●さんが同地区の●●●●さんから借り受けている●●第●●地割字●●あのか畑7,075㎡を耕作できなくなったことから、合意解約したものでございます。解約届出日等は記載のとおりでございます。

2番は、●●地区の●●●●さんが●●●●さんから親子間経営移譲している●●第●●地割字●●の田及び畑3筆と、●●第●●地割字●●の畑2筆、合わせて5筆35,361㎡を経営規模を縮小することから、合意解約したものでございます。解約届出日等は記載のとおりです。
以上でございます。

議長 長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【門場会長職務代理者 挙手】

議長 長 門場会長職務代理者。
職務代理 はい。1番の案件については、先ほどの●●さんへの貸し付けかと思いますが、2番の案件については、経営規模縮小ということですが、これから誰かに貸し付けることになるのでしょうか。

【上山係長 挙手】

議長 長 上山係長。
係長 はい。ただいまのご質問ですが、来月の総会で別の方へ貸し付ける予定となっており、現在契約を進めております。

議 長 【門場会長職務代理者 挙手】

職務代理 門場会長職務代理者。

議 長 はい、わかりました。

議 長 ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第10》

議 長 次に日程第10「報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議
事務局長 題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は36ページをご覧ください。今月は2件の工事進捗状況報告書を受理しましたので、
ご報告いたします。

まず、1番の事案は●地区の●●●●さんが5月16日に永久転用許可を受けた分の第1回
の報告書が9月5日に提出されました。

次に、2番の事案は●●●地区の●●●●さんが5月16日に永久転用許可を受けた分の第
1回の報告書が9月5日に提出されました。

二つの事案は植林を行うものですが、まだ、どちらも実施していない状況で、これから植
林を行う予定との報告を受けております。

以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を4番藤岡委員にお願いします。

【4番藤岡委員 挙手】

議 長 藤岡委員。

4番 現地確認結果を報告します。

1番、2番とも山林として活用するため許可相当と決定したものです。事業計画では、両
事案ともカラマツの植林を計画していますが、まだ植林をしておらず、これから実施する旨
の報告を受けております。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第11》

議 長 次に日程第11「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 事務局からあれば、お願いします。

【「特にありません」の声】

議 長 ないようですので、「その他」を終了します。

本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第15回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和元年9月26日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____